

議 事 録

会議の名称	令和7年第1回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和7年1月27日（月） 午後2時から 午後3時5分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第2号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（通年） (4) 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（期間） (5) 第5号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (6) 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (10) 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年第1回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和7年第1回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第1回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和7年第1回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席7番茂木良明委員、議席8番塩原圭一郎委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案6件及び報告4件です。</p> <p>はじめに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、整理番号3を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第1号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買及び贈与による所有権移転3件です。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第2項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件がございますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしてい</p>

	<p>ないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、議事参与の制限に該当する案件を除く整理番号1及び整理番号2をご説明いたします。はじめに、整理番号1でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田2筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。</p> <p>次に整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、都島地内の畑2筆及び杉山地内の畑1筆、田1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席6番金子委員でございます。</p> <p>整理番号1及び整理番号2の申請地位置図は、3ページ及び4ページとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、議席12番永尾委員の報告を求めます。
永尾委員	<p>整理番号1について、12番永尾より報告させていただきます。1月20日午後1時30分頃、武政推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、小山川水管橋より北西に約120メートル及び約320メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、米、ネギを作付け予定とのこと。受人の年齢は59歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具は、トラクター2台、管理機3台、トラック2台、ねぎ掘機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号2について、議席6番金子委員の報告を求めます。
金子委員	<p>整理番号2について、6番金子より報告させていただきます。1月23日午後5時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、旭公民館より北に約180メートル及び約240メートルに2筆、日輪寺の南西に隣接する農地及び日輪寺より南東に約80メートルに2筆となっております。</p>

	<p>申請事由は贈与です。申請地は、水稻、きゅうり、トマト、なすを作付け予定とのことです。受人の年齢は61歳、本人の農業従事日数は150日、常時雇用者の農業従事日数は200日です。本人名義の耕作地はありませんが、別世帯の親族の農地2筆を耕作しており、農作業歴は20年とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕耘機1台、軽トラック1台、バックホー1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する整理番号3を審議します。ついで、田島推進委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>次に、議事参与の制限に該当する整理番号3をご説明いたしますので、2ページをお願いします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席19番出牛委員でございます。</p> <p>整理番号3の申請地位置図は、5ページとなります。申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、議席19番出牛委員の報告を求めます。</p>
出牛委員	<p>整理番号3について、19番出牛より報告させていただきます。1月21日午後5時頃、小賀野推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は、成就院より南西に約270メートルに位置してあります。</p>

	<p>申請事由は売買です。申請地は、ねぎを作付け予定とのこと。受人の年齢は52歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具は、トラクター3台、動力噴霧器1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。田島推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第2号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、番号5番及び番号8番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第2号議案をご説明いたしますので、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>第2号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、番号5番及び番号8番を除く7ページから10ページまでをお願いいたします。申請件数は、17件でしたが、番号19番の申請書が取り下げられましたので、本案での審議は16件となります。田2筆及び畑22筆の面積合計28,054平方メートルの利用権設定でございます。</p>

	<p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p> <p>本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号5番を審議します。ついで、議席18番坂爪委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する番号5番をご説明いたします。計画内容については、7ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。畑1筆の面積3,142平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席18番坂爪委員</p>

	<p>の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号8番を審議します。については、議席6番金子委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する番号8番をご説明いたします。計画内容については、8ページをお願いいたします。申請件数は、2件です。畑2筆の面積1,045平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席6番金子委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第3号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)」を上程します上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、借受については番号12番、番号18番、番号19番、番号21番から番号25番まで、番号38番、番号41番、番号44番、番号45番、番号49番、番号50番、番号66番から番号68番まで、番号71番及び番号85番から番号95番まで、耕作者の変更については番号16番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第3号議案をご説明いたしますので、議案書11ページをお願いいたします。</p> <p>第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する</p>

	<p>法律、以降「機構法」と申し上げますが、機構法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農用地利用集積等促進計画、以降「促進計画」と申し上げますが、この「促進計画」は、改正法の施行日の令和5年4月1日より、主に地権者と耕作者が相対で貸借をする「農用地利用集積計画」と、農地中間管理機構が地権者から借受、耕作者に配分する「農用地利用配分計画」が廃止され、「促進計画」に一本化されたものでございます。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容でございますが、12ページから20ページまでの借受については、番号12番、番号18番、番号19番、番号21番から番号25番まで、番号38番、番号41番、番号44番、番号45番、番号49番、番号50番、番号66番から番号68番まで、番号71番及び番号85番から番号95番までを除く、申請件数86件、田31筆及び畑55筆の面積合計10万3,481平方メートルでございます。また、21ページから24ページまでの耕作者の変更については、番号16番を除く、申請件数48件、田43筆及び畑5筆の面積合計65,401平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権及び使用貸借権となっております。設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号12番を審議します。ついては、議席19番出牛委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号12番をご説明いたします。計画内容でございますが、12ページをお願いいたします。申請件数は、1件</p>

	<p>です。田1筆の面積2,999平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席19番出牛委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号18番、番号19番及び番号38番、耕作者の変更に係る番号16番を審議します。ついては、議席18番坂爪委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号18番、番号19番及び番号38番、耕作者の変更に係る番号16番をご説明いたします。計画内容でございますが、はじめに、借受に係る番号18番、番号19番及び番号38番でございます。13ページから14ページをお願いいたします。申請件数は、3件です。田2筆、畑1筆の面積合計4,506平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>次に耕作者の変更に係る番号16番でございます。22ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。田1筆の面積3,180平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>

	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席18番坂爪委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号21番から番号24番まで、番号41番及び番号50番を審議します。ついで、倉林推進委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号21番から番号24番まで、番号41番及び番号50番をご説明いたします。計画内容でございますが、13ページから15ページまでをお願いいたします。申請件数は、6件です。田3筆、畑3筆の面積合計9,600平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。倉林推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち借受に係る番号25番を審議しますが、議席13番田端が議事参与の制限に該当しますので退席します。退席時の進行は、会議規</p>

	<p>則第6条第2項の規定により細野会長代理にお願いします。</p> <p>(退席後)</p>
細野会長代理	<p>それでは、議席13番田端会長が、議事参与の制限に該当するため、会長代理である議席1番、私、細野が議長となり、議事を整理します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号25番をご説明いたします。計画内容でございますが、13ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。畑1筆の面積1,156平方メートルでございます。設定する権利は、使用貸借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
細野会長代理	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席13番田端会長の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>議席13番田端会長が復席いたしましたので、議長の職務を降ろさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号44番、番号45番及び番号49番を審議します。ついては、議席11番宮部委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号44番、番号45番及び番号49番を御説明いたします。計画内容でございますが、15ページをお願いいたします。申請件数は、3件です。田3筆の面積合計5,572平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する</p>

	<p>案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席11番宮部委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号66番から番号68番まで、番号71番及び番号85番から番号95番までを審議します。ついては、議席2番内田委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号66番から番号68番まで、番号71番及び番号85番から番号95番までをご説明いたします。計画内容でございますが、16ページから18ページまでをお願いいたします。申請件数は、15件です。田6筆、畑9筆の面積合計7,318.61平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席2番内田委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p>

	次に、第4号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	<p>第4号議案をご説明いたしますので、議案書25ページをお願いいたします。</p> <p>第4号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、機構法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、26ページから28ページまでをお願いいたします。申請件数は、39件です。麦作期間の借受でございまして、田25筆、畑14筆の面積合計58,782平方メートルでございます。設定する権利は、使用貸借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第5号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第5号議案をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。</p> <p>第5号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容につきましては、30ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は記載のと</p>

	<p>おりです。申請地は、児玉町田端地内の畑1筆です。令和3年11月22日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、31ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初の転用目的に変更はございませんが、当初申請された建築物に一部変更があったことによる計画変更でございます。</p> <p>計画変更の理由でございますが、申請人は、当該土地において社宅を建築するため転用許可を受けましたが、その後、コロナ禍による外国人技能研修生の受け入れの中止、資材等の物価高騰により計画を一時断念することとなりました。</p> <p>現在はコロナ禍による影響も落ち着き、昨年11月頃より研修生の受け入れを再開しておりますが、既存の社員寮、契約アパートのみでの受け入れが困難となりました。そのため、当初の建築面積を縮小する等計画を見直し、コンテナハウスでの建築を計画したいため、今回の計画変更申請に至ったものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第6号議案をご説明いたしますので、議案書32ページをお願いいたします。</p> <p>第6号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、33ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転2件及び賃借権1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。</p>

	<p>申請地位置図は、34ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号2でございます。33ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆の一部、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、通路用地としての一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席16番清水委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、35ページをお願いいたします。5-2について、一時転用は、農用地区域内農地であっても許可することができることとされており、埼玉県の実業である橋梁架け替え工事に伴う仮設道路の設置のための一時転用であり、農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号3でございます。33ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、鵜森地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席2番内田委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、36ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号3までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席10番鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木委員	<p>5-1について、10番鈴木より報告させていただきます。1月22日午前10時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書34ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は長興寺から東に</p>

	<p>約50メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は市外の実家で両親とともに生活しており、昨年の結婚をきっかけに、住宅の建築を計画したとのこと。夫婦それぞれの勤め先の間地点であり、お互いの実家にも行きやすいことから、申請地が適地と判断し今回の申請に至りました。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号2について、議席16番清水委員の報告を求めます。
清水委員	<p>16番清水より報告させていただきます。1月22日午前9時頃、秋山推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書35ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、小平川に架かる県道長瀨児玉線下川原橋から下流約50メートルに位置しています。</p> <p>申請目的は下川原橋架け替え工事のための、通路用地としての一時転用となっております。転用期間は令和7年6月30日までとなっております。なお、申請地の南側につきましては埼玉県が工事用地として借り受けています。</p> <p>受人は、埼玉県と橋の架け替え工事の請負契約を締結し、今回、川底及び護岸の補強工事に伴い重機の通路スペースを確保する必要性が出てきたため、申請に至ったとのこと。工事完了後は速やかに耕作の可能な農地に復旧する予定です。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。公共性の高いものであり、一時的な転用のため、転用にあたって特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします</p>
議長	整理番号3について、議席2番内田委員の報告を求めます。
内田委員	<p>整理番号3について2番内田より報告させていただきます。1月20日午後0時頃、福島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書36ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、国道17号、日の出四丁目交差点より南東へ180メートルに位置しています。</p> <p>申請目的は駐車場の敷地拡張です。受人は申請地南側で自動車販売、自動車修理業を営んでいます。現在の事業用地では、整備車両の置場が不足していることに加え、借りている従業員及び社用車駐車場は国道を隔てているため、業務上不効率であり、また、安全性の面においても支障をきたしているとのこと。この状況を改善するために、申請地を社用車、整備車両の駐</p>

	<p>車場にし、現在借りている駐車場を従業員専用とし、業務の効率化を図るため、今回の申請に至りました。以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。</p> <p>また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、報告でございます。</p> <p>はじめに、報告第1号をご説明いたしますので、議案書37ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、38ページ及び39ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第2号をご説明いたしますので、議案書40ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、41ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第3号をご説明いたしますので、議案書42ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p>

令和7年第1回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和7年1月27日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時5分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	高橋 勝	出席
2	内田 新一	出席			金井 優	出席
3	金井 清子	出席		仁手	海澤 房男	欠席
4	戸谷 忠司	出席			坂上 公男	欠席
5	中野 和夫	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	金子 順治	出席				
7	茂木 良明	出席	○	北泉	井上 栄二	出席
8	塩原 圭一郎	出席	○		高田 裕之	出席
9	反町 辰夫	出席			高月 政男	出席
10	鈴木 誠次	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 豊徳	出席			武政 恒雄	欠席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永	出席
13	田端 講一	出席				
14	倉野内 浩	出席		秋平	高山 将之	出席
15	鈴木 良美	出席			福田 光男	出席
16	清水 辰雄	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	秋山 守	出席
18	坂爪 裕	出席			中里 光夫	出席
19	出牛 康	出席			新井 伸幸	出席
本庄	吉岡 昭	出席		共和	新井 幸男	出席
藤田	福島 正紹	出席			小賀野 昇	出席

説明員

事務局長	小沢 智明
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
局長補佐兼総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主査	福島 幸恵
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人